

伏虎中学校区学校適正規模化推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 和歌山市立伏虎中学校区の小学校及び中学校の適正規模化を進めるために、伏虎中学校区学校適正規模化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 伏虎中学校区の小、中学校の適正規模化に関すること
- (2) 前号の事項に関連して和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) (本町小学校、城北小学校、雄湊小学校、伏虎中学校の) 保護者
- (2) (本町小学校、城北小学校、雄湊小学校、伏虎中学校の) 学校関係者
- (3) (本町地区、城北地区、雄湊地区の) 地域関係者
- (4) 伏虎中学校区4校協議会関係者
- (5) 教育委員会事務局関係者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから若干名を会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の全般的な事務処理を行うために、教育委員会教育総務部教育総務課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月23日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる協議会は、教育委員会が招集する。